

河川法第26条の許可を得ていない可能性のある工作物(該当工事例)

1 大河内発電所椎葉板谷取水堰下流左岸護岸設置(平成16年度)



(工事概要)
堰下流既設護岸の補強工事

〔未申請要因(推定)〕
本工事は、堰下流既設護岸の補強工事で、流水を阻害するなど河川への影響がないと判断

〔申請不備の疑いとした理由〕

河川区域内の土地において工作物の改築の可能性

2 一ツ瀬発電所支流岩井谷取水堰排砂門扉他自動化工事(平成7年度)



(工事概要)
取水口自動予防停止装置設置に伴う水位計の設置工事

〔未申請要因(推定)〕
本工事は、取水口下流側の護岸に水位計を設置する工事で、規模が軽微であることや流水を阻害するなど河川への影響がないと判断

〔申請不備の疑いとした理由〕

河川区域内の土地において工作物の改築の可能性

3 大内原発電所取水口アバ設置(平成12年度)



(工事概要)
取水口アバの設置工事

〔未申請要因(推定)〕
本工事は、取水口スクリーン前面にアバを設置する工事で、流水を阻害するなど河川への影響がないと判断

〔申請不備の疑いとした理由〕

河川区域内の土地において工作物の改築の可能性